

実地たな卸に関する事務取扱要綱

〔平成19年1月11日〕
〔18川病総経第872号〕

（目的）

第1条 この要綱は、川崎市病院局会計規程（平成17年3月31日病院局規程第36号以下「会計規程」という。）第68条、第69条の規定に基づき、実地たな卸の実施に関し、必要な事項を定める。

（実施計画）

第2条 薬剤部長、食養科長及び経営管理担当課長は、その保管する貯蔵品の実地たな卸の適正な執行を図るため、たな卸表の作成、実施日、計量人、検査人、立会人の決定等の必要な事項について実施計画を作成する。

（実施場所）

第3条 会計規程68条に規定する実地たな卸は、川崎市病院事業会計に係る貯蔵品について行うことを目的とし、市立川崎病院及び井田病院における次のすべてについて実施する。

- 1 薬品倉庫にあるもの
- 2 診療材料倉庫にあるもの
- 3 給食材料倉庫にあるもの
- 4 その他貯蔵品等倉庫にあるもの

（計量人、検査人及び立会人）

第4条 会計規程68条に規定する実地たな卸は、計量人と検査人の二人一組で行い、計量人はたな卸を行い、検査人は照合を行うものとする。

- 2 前項に規定する、計量人は市立川崎病院及び井田病院のたな卸資産の受払を担当する部署の職員とし、検査人はたな卸資産の受払に関係のない職員とする。
- 3 会計規程69条に基づく立会人は、病院局経営企画室の職員とする。また、立会人は実地たな卸が適正に行われるよう立会うものとする。

（認印）

第5条 計量人、検査人及び立会人は、実地たな卸の検証後、たな卸表等に認印する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成19年1月11日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。